

Ⅲ 研修事業

- 1 研修事業の内容の変遷 年表
- 2 研修事業の内容の変遷
- 3 研修対象者の変遷 年表
- 4 研修対象者の変遷

【研修内容の変遷】

		精神衛生センター																精神保健センター																県立精神保健福祉センター																神奈川県精神保健福祉センター															
法の変遷		精神衛生法・保健所法の改正																精神衛生センターの基盤整備期																精神衛生→精神保健								精神保健法→精神保健福祉法																							
所報		地域社会精神衛生の第一級機関が保健所となる A級センターとしての精神衛生センター 施設拡張工事 業務運営要綱・訪問指導要綱の作成																直接サービス・間接サービス 保健所職員との人事交流 保健所精神衛生業務要綱改定（線一面） 精神分裂病デイケア・痴呆老人デイケア 県財政緊縮に伴う研修予算の削減																心の健康づくり 精神衛生センター→精神保健センター 精神業務の見直し→総合センター								精神保健センター移転 精神保健福祉センター 平成8年大都市特例 地域保健法																							
		業務課、相談課、指導課								{業務課→管理課								{指導課→調査指導課																{調査指導課→調査・社会復帰課に改称 センター移転																救急情報課新設															
																																																		精神保健福祉改革期															
		年度	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		
小項目																																																																	
1. 保健所精神衛生担当職員研修																																																																	
保健所精神衛生担当職員研修																																																																	
保健所精神衛生業務担当者研修																																																																	
精神衛生関係者研修会																																																																	
保健所担当者（医療社会事業員）の教育研修																																																																	
保健所精神衛生担当者研修																																																																	
精神衛生担当者（医療社会事業員）精神衛生研修																																																																	
保健所精神衛生相談員研修																																																																	
精神衛生相談員研修																																																																	
精神衛生担当者（初任者）研修																																																																	
医療社会事業員精神衛生研修																																																																	
医療社会事業員研修																																																																	
精神衛生研修（精神衛生相談員コース）（S57～60）																																																																	
精神保健研修（精神衛生相談員コース）（S61）																																																																	
精神保健研修（精神衛生相談員コースⅠ）（S62）																																																																	
精神保健研修（精神保健相談員コースⅡ）（S63～H5）																																																																	
精神保健担当者研修（H6～7、																																																																	
精神保健福祉担当者研修（H8																																																																	
精神保健福祉担当者研修（専門コース）H9～																																																																	
精神保健福祉担当者研修（専門）H15～																																																																	
精神保健福祉担当者研修（技術）H15～																																																																	
精神保健研修（精神衛生相談員コースⅠ）（S62）																																																																	
精神保健研修（精神保健相談員コースⅠ）（H元～H5）																																																																	
精神保健相談員研修（H6～7）																																																																	
精神保健福祉相談員研修（H8～																																																																	
新任精神保健福祉相談員研修（H9）																																																																	
新任精神保健福祉関係職員研修（H11～14）																																																																	
衛生部転入者福祉職研修（新任研修）（H16）																																																																	
新任研修（H17～）																																																																	
2. 保健所保健婦研修会																																																																	
保健所保健婦研修会（S42）																																																																	
保健婦研修（S43～56）																																																																	
保健婦精神衛生研修（S45）																																																																	
主任保健婦・保健婦研修（S47）																																																																	
国保市町村保健婦研修（S47）																																																																	
保健婦（専門）精神衛生研修																																																																	
精神衛生研修（保健婦コース）（S57～60）																																																																	
精神保健研修（保健婦コース）（S61～62、H3～5）																																																																	
精神保健研修（基礎コース）																																																																	
精神健康研修（S63～H2）																																																																	
保健婦長、主任保健婦研修（S44）																																																																	
婦長・主任保健婦精神衛生研修（S45）																																																																	
婦長・主任保健婦研修（S46）																																																																	
婦長研修（S47～52）																																																																	
保健予防課長・婦長研修（S53～）																																																																	
3. 医師（保健所・その他）に対する研修																																																																	
地域関係者の教育研修（S43）																																																																	
保健所医師研修会（S44）																																																																	
大学精神科医師研修（S44）																																																																	
保健所医師精神衛生研修																																																																	
保健所医師研修（S46）																																																																	
医師研修（S47）																																																																	
嘱託医研修（S47）																																																																	
保健所嘱託医研究会（S48～S49、S51、S53）																																																																	
精神衛生嘱託医研究会（S52、S54）																																																																	
4. 保健予防課長研修																																																																	
保健予防課長研修（S48～）																																																																	
保健予防課長・婦長研修（S53、54）																																																																	
保健予防課長・保健婦長研修（S56）																																																																	
精神衛生研修（合同コース）（S57～60）																																																																	
精神保健研修（合同コース）（S61～H2）																																																																	
精神保健研修（幹部コース）（H3～5）																																																																	
精神保健幹部研修（H6～7）																																																																	
精神保健福祉幹部研修（H8～14）																																																																	
精神保健福祉幹部研修（パート2）																																																																	

2 研修事業の内容の変遷

(1) 精神保健福祉センターにおける研修の位置づけ

当所の研修事業については、「精神保健福祉センター運営要領 3センターの業務 (3) 人材育成」により「保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。」と規定されている。研修事業は人材育成事業の一つとして、当所の主要な業務の一つであり、他の業務との密接な関連のもとに総合的に推進されることとなっている。

(2) 精神保健福祉を担う人材育成～基本の研修

昭和 39 年「保健所精神衛生相談室担当者専門技術指導講座」(7 日間)を開講したのを最初とし、翌昭和 40 年に精神衛生センターが設置されて以降現在まで、一貫して実施してきた。

昭和 40 年精神衛生法改正で「地域精神衛生の第一線機関」と位置づけられた保健所の基盤づくりや充実のための研修を、幹部まで順次拡大実施した。その後、担当職員の研修は現在まで継続して実施されている。

- ・保健所精神衛生担当者研修、精神保健研修、基礎研修、担当者研修 等 (昭和 40 年～現在)
- ・新任精神保健福祉相談員研修、新任精神保健福祉関係職員研修 等 (平成 9 年～現在)

平成 7 年精神保健福祉法により、大都市特例や市町村の役割が明示された。大きな変化としては平成 14 年度より、精神障害者の福祉サービスとその利用に関する相談を、従来の保健所から市町村が担うことになり、研修の対象や内容をそれに対応させたことである。併せて市町村を広域的専門的に支援する役割として、保健福祉事務所と共催の地域ニーズに応じた研修も開始した。

- ・地域精神保健福祉市町村研修、地域支援研修 等 (平成 11 年～現在)

(3) 事業別の研修

法改正や業務の拡大等に伴い、事業別の研修を実施してきた。研修単独でなく会議・連絡会と組み合わせて、地域のニーズに合わせるなど、様々な形で企画されてきた。

- ・社会復帰関係

職親、社会復帰事業担当者、社会復帰関係者 等 (昭和 57 年～平成 19 年)

- ・アルコール依存関係

保健所関係者アルコール研修 等 (昭和 58 年～平成 14 年)

アルコール健康相談研修 (平成 16 年～現在)

(平成 15 年まではアルコール健康相談連絡会)

- ・思春期関係

思春期精神保健研修 等 (平成 4 年～平成 12 年)

- ・認知症関係

老人性痴呆疾患従事者研修 等 (平成 4 年～平成 12 年)

- ・薬物依存関係

薬物相談業務研修（平成 11 年～現在）

- ・精神障害者ケアマネジメント従事者養成研修

障害別の開催（平成 12 年～平成 17 年）

平成 18 年に 3 障害別々に実施していた研修が統合された。

- ・ホームヘルプ関係

精神障害者ホームヘルパー養成講習会（平成 13 年試行的事業～平成 17 年）

居宅介護サービス技術支援研修

（平成 19 年の調査研究ニーズを受け 平成 20 年～平成 21 年に研修として実施）

- ・退院後生活環境相談員及び地域援助支援事業者等研修

（平成 28 年～令和 1 年 令和 2 年は実施予定であったが新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

- ・地域移行・地域定着支援事業関係

地域移行・地域定着支援事業研修の円滑な実施及び普及啓発を目的に研修会(3) 人材育成 保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。(年 1 回)を開始した(令和1年まで実施し、令和 2 年以降新型コロナ感染拡大防止のため中止となり、令和 4 年以降は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの事業の一つとして各地域で当初の目的を踏まえた研修が実施されたため当所での役割を終了した。平成 30 年度より、ピアサポーターのスキルアップを目的にピアサポーター研修を開始した。

- ・自殺対策関係

自殺対策研修、自殺対策基礎研修（平成 18 年～現在）

自死遺族支援研修、未遂者支援研修（平成 19 年～現在）

ゲートキーパー(こころサポーター)養成指導者研修（平成 22 年～現在）

出前講座（教職員対象）（平成 24 年～現在） 等

- ・アウトリーチ関係

アウトリーチ支援研修（平成 23 年） 等

【 研修対象者の変遷 】

法の変遷	精神衛生センター										精神保健センター										県立精神保健福祉センター										神奈川県精神保健福祉センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	精神衛生法・保健所法の改正					精神衛生センターの基盤整備期					精神衛生→精神保健					精神保健法→精神保健福祉法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
所報	地域社会精神衛生の第一線機関が保健所となる					直接サービス・間接サービス					心の健康づくり					精神保健センター移転																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	A級センターとしての精神衛生センター					保健所職員との人事交流					精神衛生センター→精神保健センター					精神保健福祉センター																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	施設拡張工事					保健所精神衛生業務要綱改定（線→面）					精神業務の見直し→総合センター					平成8年大都市特例																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	業務運営要綱・訪問指導要領の作成					精神分裂病デイクア・痴呆老人デイクア										地域保健法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
課の変遷	庶務課、相談課、指導課					庶務課→管理課					指導課→調査指導課					調査指導課→調査・社会復帰課に改称					救急情報課新設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
											センター移転																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
対象者別	年度	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		精神保健福祉改革期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
＜ 昭和39年～昭和60年＞	保健所保健婦																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

4 研修対象者の変遷

(1) 昭和40年～昭和45年

精神衛生センター設立当初は精神衛生相談員の数も少なく、「保健所精神衛生担当者研修」が大きな柱だった。昭和42年からは「保健所保健婦研修」が始まり、対象も保健予防課長、保健婦長、主任保健婦、保健所医師など幹部にまで拡大していった。

法改正後、日が浅いということもあり、職種を問わず医療社会事業員、保健婦、事務関係者など様々な立場の人が研修に参加する状況があった。その後の担当者研修は、保健所保健婦と医療社会事業員が主流になっていった。

(2) 昭和45年～昭和60年

昭和45年頃からは、対象者を保健所職員のみでなく、地域関係諸機関の職員に対しても広げていった。この頃の当所の教育研修は保健所関係職員を対象に資質の向上を目的とするものであり、地域関係諸機関の職員に対しての研修は「神奈川県精神衛生協会」の主催する研修に全面的援助を行うことであてていた。

また昭和59年度からは、衛生部と福祉部の研修相互乗り入れの実施に伴い、福祉事務所職員や心理職まで対象者を拡大していった。

(3) 昭和61年～平成14年

法改正や業務の拡大等に伴って事業別研修が始まり、対象者も民間の精神障害者地域作業所指導員や職親に加えて、生活ホーム等の職員、地域作業所の運営委員、政令市福祉事務所職員等に拡大していった。平成11年度からは、平成14年度の法改正に向けての市町村支援として「地域精神保健福祉市町村研修」を立ち上げ、各地域の保健福祉事務所と共催で「精神保健福祉市町村研修」を行った。

さらに、平成12年度から開始された「精神障害者ケアマネジメント従事者養成研修」では、対象を保健福祉事務所や医療機関・生活支援センター等の専門職に市町村職員が加わり、平成18年からは3障害統合で実施され、それに協力する形となった。

(4) 平成15年から現在

市町村へ精神保健業務が移管され、各市町村の課題もそれぞれ異なるため、各地域のニーズに応じた内容の「精神保健福祉市町村研修」を実施した。この研修は平成17年度に「精神保健福祉地域支援研修」と名称変更した。また、基礎研修は従来の新任研修と基礎研修を一体化し、担当者研修については専門・技術の2本に絞られたが、平成20年度以降は専門研修のみが残った。

平成16年度からは、病院実習中心の「衛生部転入福祉職研修（新任研修）」が開始された。平成21年度までは病院実習中心であったが、平成22年度以降は内容が病院研修・業務説明等に変更され、現在に至っている。

平成21年度以降は、「基礎研修」「新任研修」「精神保健福祉担当者研修」「精神保健福祉地域支援研修」の4本立てが主流となり、現在に至る。

平成28年度から令和1年度まで地域移行・地域定着事業の研修として「退院後生活環境相談員及び地域援助事業者等研修」を、医療機関、地域の関係職員、行政職員対象に行った。